

平成 25 年 5 月 30 日

各 位

株式会社池田泉州銀行

「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に対応する預金商品の発売について
～教育資金贈与専用口座『みらいギフト』の取扱開始～

株式会社池田泉州銀行（頭取 藤田博久）は、平成 25 年 6 月 17 日より、「教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置」（平成 25 年度税制改正で創設）に対応する専用の預金商品として、「教育資金贈与専用口座『みらいギフト』」の取扱いを開始いたします。

本商品は、祖父母さま等の方がお孫さま等に対して教育資金を一括で贈与する場合、お孫さま等お一人さまあたり最大 1,500 万円まで非課税で贈与できる制度に対応し、祖父母さま等より贈与された教育資金をお預け入れいただくための専用預金商品です。祖父母さま等からいただいた未来への『贈り物』を大切にお預かりいたします。

当行はこれからも「地域の皆さまからのご支持 No.1」を目指して、お客さまのニーズにお応えできるような商品・サービスの拡充に努めてまいります。

記

【 商品概要 】

商 品 名	教育資金贈与専用口座『みらいギフト』
お 預 入 れ いただける方	30 歳未満の個人のお客さまで以下に該当される方 ・ 曾祖父母、祖父母、父母など直系尊属の方から教育資金として贈与を受けられた方
取 扱 期 間	<口座開設>平成 25 年 6 月 17 日～平成 27 年 12 月 30 日 <お預入れ>平成 25 年 6 月 17 日～平成 27 年 12 月 30 日 <払い出し>お預入れいただいた方が 30 歳に達する日の前日まで
対象となる預金	普通預金（教育資金管理特約を別途締結していただきます）
お 預 入 れ 金 額	1,500 万円以下
お 預 け 入 れ 方 法	口座開設店の窓口で、随時お預け入れいただけます。 お預け入れ金額は 10 万円以上 1 円単位です。
お 取 扱 店	全店窓口（インターネット支店・ダイレクト支店を除く）
当初のお手続き	・ 贈与者と受贈者の間で書面により贈与契約を締結された資金が対象になります。 ・ 専用口座の開設に当たっては、所定の申告書（教育資金非課税申告書）を提出いただきます。
払 出 し 時 の お 手 続 き	・ 窓口で随時お引出しいただけます。 ・ 非課税措置が適用となるためには、学校等からの領収書をご提出いただきます。
手 数 料	無 料
そ の 他	・ お一人様につき、1 支店、1 口座のみが開設できます。 ※ 当行にて口座開設いただいた後、他の取扱金融機関で口座開設いただくことはできません。

以 上